

高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

○高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(平成 21 年 5 月 29 日規則第 58 号)

改正 平成 27 年 3 月 27 日規則第一号

高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号。以下「法」という。)を施行するため、法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令(平成 21 年政令第 24 号。次条において「政令」という。)及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成 21 年国土交通省令第 3 号。以下「省令」という。)並びに高知県手数料徴収条例(平成 12 年高知県条例第 5 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、法、政令、省令及び住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)において使用する用語の例による。

(所管行政庁が必要と認める図書)

第 3 条 省令第 2 条第 1 項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 登録住宅性能評価機関による法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準への適合に係る技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項の規定により登録住宅性能評価機関が行う住宅性能評価を受けた場合にあっては、同項の規定に基づき当該登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書
- (3) 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定(登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。)を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該住宅に係る当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成 12 年建設省令第 20 号)第 41 条第 1 項に規定する住宅型式性能認定書をいい、登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。次条第 1 号において同じ。)の写し
- (4) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、当該認証型式住宅部分等に係る型式住宅部分等製造者認証書(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第 45 条第 1 項に規定する型式住宅部分等製造者認証書をいう。次条第 1 号において同じ。)の写し
- (5) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成 21 年 2 月国土交通省告示第 209 号)第 3 に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措

置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書(登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定(登録試験機関が行うこれらと同等の試験、分析又は測定を含む。以下この号において「試験等」という。))を受けた場合にあっては、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書)

(6) 法第6条第1項第3号に掲げる基準(以下「居住環境基準」という。)に適合することを確認するために必要な次に掲げる図書及び書面

ア 居住環境基準に適合することを確認するために必要な図書及び書面

イ 第5条第1号に規定する計画に定められた建築物に関する事項等に適合する旨の証明書等が交付されている場合にあっては、当該証明書等の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要であると認める図書又は書面

(所管行政庁が不要と認める図書)

第4条 省令第2条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項を明示することを要しないものとするにより、図書に明示すべき事項の全てについて明示することを要しないこととなるときにおける当該図書

ア 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価(登録住宅型式性能認定等機関が行う技術的審査を含む。以下この号において同じ。)の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

イ 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請のうち、型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあつては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が不要であると認める図書又は書面

(居住環境基準への適合)

第5条 知事は、居住環境の維持及び向上への配慮に関して支障がないと認めるときを除き、次に掲げる場合において、長期優良住宅建築等計画が居住環境基準に適合すると認めるものとする。

(1) 長期優良住宅建築等計画に係る行為が次に掲げる規定により届け出なければならない行為に該当する場合において、それぞれに掲げる計画に定められた建築物に関

する事項又は建築物に係る行為の制限(建築物の敷地、構造、建築設備、用途、高さ、建築面積、容積率、建ぺい率、壁面の位置、沿道整備道路に係る間口率及び形態意匠についての制限に限る。)に適合していること。

ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条の2第1項又は第2項 地区計画(同法第12条の5に規定する地区計画をいう。)

イ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第33条第1項又は第2項 防災街区整備地区計画(同法第32条に規定する防災街区整備地区計画をいう。)

ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第33条第1項又は第2項 歴史的風致維持向上地区計画(同法第31条に規定する歴史的風致維持向上地区計画をいう。)

エ 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第10条第1項又は第2項 沿道地区計画(同法第9条に規定する沿道地区計画をいう。)

オ 集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第6条第1項又は第2項 集落地区計画(同法第5条に規定する集落地区計画をいう。)

カ 景観法(平成16年法律第110号)第16条第1項又は第2項 景観計画(同法第8条に規定する景観計画をいう。)

(2) 長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の敷地が次に掲げる区域内又は地区内でないこと。

ア 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域

イ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

ウ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域

エ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域

オ 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第8条第1項の規定による事業計画を定めた旨の告示がされた日後における同法第2条第3項に規定する改良地区

(建築が完了した旨の報告)

第6条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したときは、速やかに別記第1号様式による認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書を知事に提出しなければならない。

(建築又は維持保全を取りやめる旨の申出手続)

第7条 法第14条第1項第2号の申出をしようとする者は、別記第2号様式による認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書を知事に提出しなければならない。

(申請等の取下げ手続)

第8条 法の規定により申請又は申出をした者が当該申請又は申出を取り下げようとするときは、別記第3号様式による申請等取下げ届を知事に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年6月4日から施行する。

附 則(平成27年3月27日規則第一号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第6条関係)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書

[別紙参照]

第2号様式(第7条関係)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

[別紙参照]

第3号様式(第8条関係)

申請等取下げ届

[別紙参照]